

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 3月19日

【会社名】 株式会社省電舎

【英訳名】 SHODENSYA Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 俊

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門二丁目 2 番11号

【電話番号】 03-6821-0004 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 嘉納 毅

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門二丁目 2 番11号

【電話番号】 03-6821-0004 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 嘉納 毅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成26年3月19日開催の取締役会において、会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、同年3月31日（以下「株主確定日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）旨を決議し、本新株予約権無償割当てについては、当社株主のうち本邦に居住する株主に対して割り当てられる本新株予約権に関し、同年3月19日付で有効証券届出書を提出いたします。一方、本邦以外の地域に居住する株主（以下「外国居住株主」といいます。）に対して割り当てられる本新株予約権については、50名未満の者を相手方として行われる募集に該当し、かつその行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることが見込まれることから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書における新株予約権の発行数、発行価額の総額並びに払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、外国居住株主か否かにかかわらず、本新株予約権の発行数の全てに基づく数ないし金額であります。

2【報告内容】

1. 本新株予約権の銘柄

株式会社省電舎第4回新株予約権

2. 本新株予約権に関する事項

イ) 発行数

1,465,600個

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。上記発行数は、平成26年3月19日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込みの数である。

ロ) 発行価格（募集価格）

0円

（注）会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、本新株予約権の発行価格は0円である。

ハ) 発行価額の総額

2,000,544,000円

（注）会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、本新株予約権の発行価格は0円であるが、上記発行価額の総額には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額2,000,544,000円（平成26年3月19日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額）を記載している。

ニ) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

株式の種類及び内容

当社普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。）

株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

ホ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個当たり1,365円

ヘ) 本新株予約権の行使期間

平成26年5月8日（木）から平成26年5月26日（月）までとする。

ト) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(注) 本新株予約権の募集については、本邦以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除く。)は、かかる点につき注意を要する。米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

チ) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

リ) 本新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。)。

3. 発行方法

会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、本新株予約権を割り当てる。

4. 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

イ) 手取金の総額

| | |
|-----------|----------------|
| 払込金額の総額 | 2,000,544,000円 |
| 発行諸費用の概算額 | 50,544,000円 |
| 差引手取概算額 | 1,950,000,000円 |

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。また、平成26年3月19日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3. 発行諸費用の内訳は、ファイナンシャルアドバイザー(株式会社アイ・アールジャパン)や弁護士等への業務委託報酬36万円、その他諸費用約15万円(登記費用、各口座管理機関への事務手数料等)となっている。

4. 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

ロ) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は本新株予約権の行使状況により変動するところ、以下においては、本新株予約権の総数1,465,600個全てが行使され、払込金額の総額が2,000,544,000円、発行諸費用の概算額が50,544,000円、差引手取概算額が1,950,000,000円となった場合における手取金の用途について記載している。

| 具体的な用途 | 金額 | 支出予定時期 |
|-------------------------------|-------------|------------------|
| バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業(注)1. | | |
| 静岡案件 | 400,000千円 | 平成26年6月～平成27年4月 |
| 福岡案件 | 600,000千円 | 平成26年12月～平成28年4月 |
| バイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業(注)1. | | |
| 静岡案件 | 450,000千円 | 平成27年3月～平成29年4月 |
| 神奈川案件 | 500,000千円 | 平成27年3月～平成28年7月 |
| 計 | 1,950,000千円 | |

(注) 1. IPP(Independent Power Producer)とは、公益発電会社とは異なる、売電のための発電設備を保有している事業者のことで、独立系発電事業者と呼ばれる。

2. 本新株予約権の行使が行われなかったことにより、本新株予約権無償割当てによる資金調達金額が上記記載の払込金額の総額（2,000,544,000円）よりも減少した場合においても、下記計画自体を変更するのではなく、金融機関からの追加の借入などにより対応した上で、原則的には、下記計画を遂行する意向である。
3. 資金使途 及び にかかる資金調達合計額（1,950,000千円）が全額調達されなかった場合には、金融動向や株式市場などを勘案し、追加の銀行借入など、速やかにその他資金調達の手法を検討する意向である。本新株予約権無償割当てによって予定していた金額を全額調達できず、金融機関からの借入等によってもプロジェクトに必要な資金調達が十分に行えなかった場合、及び本新株予約権無償割当てによって予定していた金額を調達できたが、金融機関からの借入等を予定通り行うことができずプロジェクトに必要な資金調達が十分に行えなかった場合には、原則として支出予定時期の早いプロジェクトより、優先的に資金を充当し、資金を十分に充当することができないプロジェクトについては、プロジェクトの変更、延期あるいは中止も検討する意向である。
4. 各案件が基本合意（「バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業」については、貸与する事業者との間で締結する基本合意契約、「バイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業」については、土地所有者との間で締結する賃貸借契約）締結に至らなかった場合、又は、フィジビリティスタディ（実行可能性調査）及び各種許認可の申請過程で各案件の実現が見込めなくなった場合においては、他のバイオガス・プラント・プロジェクトに切り替え、調達した資金を充当する予定である。その際には決定次第、速やかに開示する予定である。
5. 本新株予約権無償割当てによって調達した資金は、当社の取引銀行において、バイオガス・プラント建設のための資金支出時期まで当社又は当社の連結子会社の預金口座にて保管する予定である。

今回の調達資金は、全額を当社で行うバイオガス発電事業に充当する。バイオガス発電事業は、再生可能エネルギーに対するニーズが非常に強いことに加えて、原料として使用される食品廃棄物などの処理ニーズも高いことから、市場の成長が見込め、また、社会的な意義も高い事業と考えている。当社は、従前から、将来性の高いバイオガス発電に注目し、当社の連結子会社であるドライ・イー株式会社を通じてバイオガス・プラント事業を推進しているが、今後も経営資源を積極的に投入し、中長期的に当社のコア事業の一つとして育成していく方針である。

当社では、バイオガス発電事業として、二つの形態を検討している。一つ目の形態では、食品・飲料工場、農業・畜産業や廃棄物処理事業会社などと連携し、これらの事業者の敷地内に、当社及び当社の連結子会社でバイオガス・プラントを建設する。当該形態は、当社顧客である食品・飲料工場や廃棄物処理事業会社のニーズに起因するものであり、バイオガス発電の原料となる有機性残渣が確保しやすくなっている。建設されたプラントは、事業者へ貸与し、プラントの運営も委ねる。もう一つの形態は、当社及び当社の連結子会社で、バイオガス・プラントの建設地を確保し、自らプラントを建設・所有し、運営まで行うものである。

本新株予約権無償割当てによる資金調達（以下「本資金調達」という。）では、上記で説明した、バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業及びバイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業のそれぞれにおいて、2つのプロジェクトへの投資を予定している。

バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業においては、現在静岡県における案件（建設資金950百万円（主な内訳としては、材料費450百万円、建設作業費500百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。）、本資金調達による充当予定額400百万円）では、当社の連結子会社であるドライ・イーが食品リサイクル事業を展開する株式会社ゲネシス（代表者：大橋 徳久、所在地：静岡県榛原郡吉田町大幡2022番2）と平成26年3月10日に基本合意契約を締結し、銀行及びリース会社との資金の借入に関する交渉を開始しており、設置先の飼料化工場ではバイオガス・プラント向けに新たに収集する有機性廃棄物を確保している。同案件では、年間115百万円の売電収入及び年間100百万円の設備利用料収入を見込んでおり、今後、プラントに投入する廃棄物から発生するメタンガス量の検証を当社及び第三者機関で実施し、バイオガス発電の事業性評価を詳細に行う予定である。また、同時に福岡県における案件（建設資金1,200百万円（主な内訳としては、材料費600百万円、建設作業費600百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。）、本資金調達による充当予定額600百万円）についても事業者との基本合意締結に向けた取り組みを行っており、廃棄物処分業許可申請（事業範囲の変更）等について、県との打ち合わせを重ねている。

バイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業においては、静岡県における案件（建設資金1,500百万円（主な内訳としては、材料費600百万円、建設作業費900百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。）、本資金調達による充当予定額450百万円）については、フィジビリティスタディ（実行可能性調査）へ移行する段階となっている。また、神奈川県における案件（建設資金1,500百万円（主な内訳としては、材料費600百万円、建設作業費900百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。）、本資金調達による充当予定額500百万円）は候補地を選定中であり、現在、外部委託により候補地、廃棄物事業者登録の可否及び取得までの期間、収集する廃棄物の量を精査している。

5. 新規発行年月日

平成26年4月1日（割当日）

6. 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権を東京証券取引所に上場する。

7. 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

8. 募集を行う地域

本邦以外の地域

（注）本新株予約権の募集については、本邦以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除く。）は、かかる点につき注意を要する。米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

9. 平成26年3月19日現在の発行済株式総数及び資本金の額

| | |
|---------|------------|
| 発行済株式総数 | 1,465,600株 |
| 資本金の額 | 616,020千円 |

以上